



岡西務第 77 号
令和 3 年 6 月 9 日

竹通町内会長・自主防災会長
岡 本 晴 之 様

岡 山 西 警 察 署 長



回 答 書

平素から、各種警察活動にご協力いただき、誠にありがとうございます。

さて、本年5月13日付けで「防犯カメラの運用面でのありかたについて」と題する文書により貴殿からご質問のありました内容について、下記のとおり回答させていただきます。

今後も安全・安心なまちづくりに向けて尽力して参りますので、ご理解・ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

記

1 ご質問の内容（原文）

- (1) 防犯カメラの映像確認を警察から依頼を受けた時の、必要経費を警察が支払って頂けますか。
- (2) 防犯カメラの有効な維持運営の継続に関して、警察は今後、どのように関与していくのか、西警察署長のご意見をお願い申し上げます。

2 回答

(1) 上記1(1)に対する回答

警察が犯罪捜査や事案対応を行う上で、当該防犯カメラ映像の確認・証拠化等を行うことが、被疑者の検挙、犯罪の立証、事案の解明等に必要不可欠なものと認められる場合には、当該防犯カメラの映像確認に必要とされる経費について、定められた手続を経た上で、警察が支出することは可能であります。

しかしながら、当該防犯カメラの設置者（団体）ご自身が犯罪被害等に遭われた際に被害状況等を確認する場合や、当該防犯カメラの設置目的・趣旨に沿った運用の範囲内において当該防犯カメラの映像を確認する必要がある場合等につきましては、設置者（団体）ご自身に経費を負担していただくことが適当な場合もあろうかと考えます。

いずれにしましても、上記の内容を基本的な考え方としつつ、個別の事案に応じて、その都度検討させていただきたいと存じます。



(2) 上記1(2)に対する回答

近年、全国的にも子どもを対象とする犯罪等が後を絶たない中、警察では、児童・生徒の通学時間帯における制服警察官や赤色灯を点灯したパトカーによる警戒活動を強化しているところであります。

そうした中、警察力にも限りがあるところ、多くの防犯ボランティアや地域住民の皆様方に通学路等での見守り活動にご協力いただいておりますことは、大変心強く、感謝申し上げる次第であります。

一方で、いわゆる「マンパワー」による見守り活動は、活動時間帯や活動範囲に間隙が生じやすいほか、防犯ボランティアや地域住民の皆様方に大きなご負担をお掛けするものであり、その活動を補完する手段の一つとして、通学路や公園等の街頭に防犯カメラを設置することは、“地域ぐるみで子どもを守る力”を高める上で極めて有効なものと考えております。

警察では、子どもを対象とした犯罪の発生状況や不審者情報等に基づき、自治体や自治会等に対して、防犯カメラの設置拡充を働き掛けており、防犯カメラの設置場所等について自治会等からご相談を受けた際には、必要な助言をさせていただくなどの支援を行っております。

警察といたしましては、今後とも、安全・安心なまちづくりに向けて、地域の皆様方のご協力のもと、防犯カメラの設置促進をはじめとした自主防犯活動の活性化に向けた各種取組を推進していく所存であります。

【本件担当】

岡山西警察署 警務課長 山岡

086-254-0110(内線210)